

養殖場の防疫について

ウィルスフリー区域の設定

場内をウィルスフリーとするため、ウィルスフリーの用水の確保、養殖池・飼育器具等の消毒、非汚染種苗の飼育等、ウィルスの侵入・拡散防止の防疫対策を講じる。

ウィルスフリー区域は、フェンスで囲う、表示を行うなどして明確にし、関係者以外は立入禁止とする。

ウィルスの侵入・拡散防止

<用 水>

用水には湧水・井戸水のみを使用する。

河川・湖沼水を利用する場合には紫外線により殺菌する。

飼育用水の繰り返し使用は利用しない。

<池>

親魚池とふ化池・育成池を隔離する。

使用后、池は必ず消毒する。

池替えする場合には、必ず消毒済みの池に移す。

<飼育器具等や作業者>

基本的に飼育用具は各池専用とする。

死魚用のタモ網、ブラシ、バケツは池の数だけ用意し、各池専用とする。

使用後は消毒を徹底する。

(エリアを考慮した用具等格納ハウスを設置する。)

エリア出入り口を制限する。

各入り口には踏み込み消毒槽と手指消毒用スプレーを設置する。

看板を設置し、関係者以外の立ち入りを禁止する。

<鳥獣等侵入防止>

糸・フェンス網を整備する。